平成２６年（フ）第２０８号
釧路市鳥取大通４丁目17番12号
債務者　福田　幸一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０９号
釧路市鳥取大通４丁目17番12号
債務者　福田　房代
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
長野県松本市梓川倭1665番地11
債務者　太伸工業こと　岩井　裕一（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４６４７号
大阪府吹田市岸部中２丁目８番Ｆ―207号
債務者　矢寺　健治
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３号
埼玉県行田市持田２丁目18番17号
債務者　清水　利恵
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１８９号
長野県安曇野市豊科2201番地１
債務者　神山　　徹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　征矢　芳友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４６４２号
大阪府守口市祝町７番11―102号、前住所大阪市平野区加美東１丁目15番16号
債務者　山田　善清
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６４号
札幌市北区北23条西２丁目２番38―902号
債務者　倉園　普子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤眞紀世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８８号
大阪府富田林市梅の里２丁目32番24号
債務者　木村　　稔
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里井　義昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７４１号
愛知県瀬戸市北浦町３丁目27番地の４
債務者　チェリッシュドウ岡崎こと　上岡　康久
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２８５号
函館市五稜郭町17番１―301号
債務者　藤原　静子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１２号
函館市亀田町18番17号　グットホーム亀田102号室
債務者　西舘　優子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２０号
北海道北斗市七重浜６丁目12番20号
債務者　平尾　幸伸
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２１号
北海道北斗市七重浜６丁目12番20号
債務者　平尾にしき
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３２号
岡山県倉敷市広江２丁目８番５号
債務者　豊田　充浩
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
高知県土佐郡土佐町土居339番地
債務者　窪内　紀彦
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２５号
高知市高須東町18番11号　コーポ中村201号
債務者　田路　温美
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２８号
高知県香美市土佐山田町秦山町３丁目１番52号　フレグランス野村Ａ棟101号室
債務者　石田　太郎
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
高知地方裁判所破産係